

新たな基本方針に基づく
水路等転落事故防止対策実施計画
【ため池】

2023年（令和5年）9月

福山市

目 次

1	計画策定の目的	1
2	計画期間	2
3	対象施設	2
4	ハード対策【継続・強化】	2
	(1) 継続対策	2
	(2) 強化対策	4
5	ソフト対策【強化】	5
	(1) 注意喚起	5
	(2) 啓発活動	5
6	進捗管理	6

別 冊

- 1 対策ため池一覧表【継続対策・強化対策】
- 2 位置図

1 計画策定の目的

本市では、2010年（平成22年）に発生した市道からため池への車両転落による死亡事故を受けて、対象を市道に面し、安全施設が設置されていない市街化区域内及び市街化区域に隣接するため池への転落防止柵等の設置を始めました。

概ね整備を終えた2018年度（平成30年度）からは、ため池周辺の道路環境の変化や宅地化が進むなどの土地利用状況の変化に対応するため、対象を市内全域に広げた「ため池転落事故防止計画」を策定し、2022年度（令和4年度）までを計画期間として、道路等からため池へ転落する危険のある箇所について、転落事故防止対策に取り組んできました。

そのような中、2022年（平成4年）11月に、就学前児童による公園に隣接する水路への転落死亡事故が発生したことを受け、今後の再発防止を検討するため、有識者等で構成する「福山市水路転落事故防止対策検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、2023年（令和5年）3月に報告書が取りまとめられました。

同年6月には、検討会の報告書を踏まえて、ため池を含めた対策として、道路、公園、公共施設、民地から水路やため池への転落防止対策について、ハード及びソフトの両面での具体策を盛り込んだ「福山市水路等転落事故防止対策基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

基本方針に示す対策のうち、ため池のハード対策については、ため池を利用する複数の方々の意見の集約や同意を得る必要があるため、5か年で計画的に対策を行う、実施計画を策定しました。

この計画では新たに、小学校の通学路に接しているため池の安全対策（転落防止柵等の設置、転落した際の脱出・救助用の手すり設置）の強化に取り組めます。

あわせて、ソフト対策については、今まで行ってきた注意喚起の看板設置や小学校等への啓発チラシの配布に加え、子どもに分かりやすい注意喚起の強化などにも取り組めます。

2 計画期間

2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度）[5か年]

3 対象施設

対象施設は、道路等に接するため池とします。

なお、道路等とは、市道、里道、農道、林道及び水路等を管理する土揚場など、市が管理する道（国、県が管理する国道、県道、港湾施設及び海岸保全施設区域内の里道等は除く）としての機能を有しているもの及びため池の堤とします。

4 ハード対策【継続・強化】

（1）継続対策

「ため池転落事故防止計画」（2018年度（平成30年度）～2022年度（令和4年度））と同様の視点の対策として、地域の利用実態から危険と判断されるため池について、転落を物理的に防ぐ転落防止柵等の設置による安全対策を継続します。

対策ため池数は19箇所、延長は1.3kmです。

計画の内訳は表－1に示します。

表－1 年次計画（継続対策）

	2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026(R8)年度	2027(R9)年度
転落防止柵等	5箇所	5箇所	4箇所	4箇所	1箇所
	0.3km	0.2km	0.2km	0.2km	0.4km

① 対策の必要なため池の抽出

対策の必要なため池の抽出を行います。

抽出については、ため池周辺の利用実態を熟知している自治会等と連携した抽出となるよう土木常設員に依頼します。

② 対策の必要なため池の確認及び転落危険箇所の抽出

抽出された対策の必要なため池について、市が現地確認を行い、転落危険箇所を抽出します。必要に応じて、ため池管理者や土木常設員とともに現地確認を行います。

対策の必要なため池の転落危険箇所や確認した内容については、「水路等転落事故防止対策推進会議」（以下「推進会議」という。）幹事会にて情報共有を図ります。

③ 転落危険箇所の対策検討

転落危険箇所の確認を踏まえ、安全性を考慮して対策を検討します。

基本的な対策は、転落防止柵、ガードレール及びフェンス等の設置とし、ため池管理者等と連携して対策を検討します。

その結果を踏まえ、「転落防止対策ため池」として実施計画に位置付けます。

④ 対策ため池一覧表及び位置図の作成

転落防止対策の計画的な実施を行うため、「転落防止対策ため池」を町ごとに整理した、対策ため池一覧表及び位置図を作成します。

対策ため池一覧表及び位置図は、新たな対策ため池の反映などを行うため、年度ごとに見直しを行います。

※新たに対策の必要なため池が認められた場合には、②・③を行います。

⑤ 対策ため池一覧表及び位置図の公表

対策ため池一覧表及び位置図は、実施計画の別冊として市ホームページで公表します。

別冊は、新たに認められた対策ため池の反映などを適宜行い、年度ごとに市ホームページで公表します。

⑥ 対策の実施

実施にあたっては、地域の優先順位等を考慮した上で、ため池関係者や地域の関係者の理解を得て対策を行います。

提案する対策が同意を得られなかった場合は、現地の状況により注意喚起看板の設置などの対策を実施します。

(2) 強化対策

新たな視点の対策として、2022年（令和4年）11月の就学前児童による公園に隣接する水路への転落事故を踏まえて、小学校の通学路に接するため池について、安全対策を強化することとし、通学路に接する123箇所のうち、未対策のため池全てに転落防止柵等を設置します。

加えて、子どもが転落した際の脱出・救助用の手すりを、通学路に接する123箇所のうち、対策が可能な全ての取水施設に設置します。これにより、ため池管理者・利用者の安全対策にも繋がります。

転落防止柵等の対策ため池数は61箇所、延長は3.9kmです。

手すりの対策ため池数は69箇所（うち転落防止柵と同時が46箇所）です。

計画の内訳は表-2に示します。

表-2 年次計画（強化対策）

	2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026(R8)年度	2027(R9)年度
転落防止柵等	7箇所	12箇所	13箇所	15箇所	14箇所
	0.4km	0.9km	0.9km	1.2km	0.5km
手すり	5箇所	11箇所	11箇所	11箇所	31箇所

① 対策の必要なため池の抽出

小学校の通学路に接するため池の抽出を行います。

② 転落危険箇所、脱出・救助対策必要箇所の抽出

抽出したため池について、職員の点検により転落危険箇所を抽出します。

抽出の視点としては、次の条件とします。

- ・道路等に転落防止柵等が設置されていない箇所
- ・ため池の取水施設に手すりが設置されていない箇所

対策の必要なため池の転落危険箇所や確認した内容については、推進会議幹事会にて情報共有を図ります。

③ 転落危険箇所、脱出・救助対策必要箇所の対策検討

転落危険箇所の確認を踏まえ、安全性を考慮して対策を検討します。

基本的な対策は、転落防止柵、ガードレール及びフェンス等の設置、脱出・救助対策は手すりの設置とし、ため池管理者等と連携して対策を検討します。

その結果を踏まえ、「転落防止対策ため池」として実施計画に位置付けます。

④ 対策ため池一覧表及び位置図の作成

転落防止対策の計画的な実施を行うため、「転落防止対策ため池」を町ごとに整理した、対策ため池一覧表及び位置図を作成します。

⑤ 対策ため池一覧表及び位置図の公表

対策ため池一覧表及び位置図は、実施計画の別冊として市ホームページで公表します。

※「対策の実施」については、(1) 継続対策の⑥と同様の内容で行います。

5 ソフト対策【強化】

ため池への転落防止対策として、新たに、次のソフト対策の強化に取り組みます。

ソフト対策については、効果を持続させる必要があるため、実施計画期間終了後も取組を継続します。

(1) 注意喚起

注意喚起看板は、子どもに分かりやすいものを専門家の意見を聴いて、水路と兼ねたものを2023年度(令和5年度)中に作成します。

2024年度(令和6年度)以降は、ため池で、子どもや高齢者の利用が多い、保育所等や小学校、公共施設周辺など、注意喚起が必要と思われる箇所について、ため池管理者や土木常設員等と連携し、注意喚起看板を設置します。

また、既存看板のうち、子どもに分かりにくいものや老朽化したものについては、随時更新を行います。

(2) 啓発活動

市民に対する水路等の危険性の啓発については、あらゆる機会を捉えた周知を継続的に実施することとし、特に、子どもへの啓発は、教育の一環として、これまでの取組の強化に加え、2024年度(令和6年度)以降には、実体験で学ぶ機会を設けていくことや民間団体との連携など新たな取組を検討し実施します。

一般向け、子ども向けの啓発チラシ及び教材用の「ぬり絵」は、専門家の意見を聴いて、2023年度(令和5年度)中に作成します。

新たに作成した啓発チラシを活用し、2024年度(令和6年度)から毎年、広報ふくやま、市ホームページ、市公式LINEにより周知するとともに、各種団体と連携して交通安全教室や地域パトロール、自転車利用者への街頭啓発等の機会を捉えた周知を継続的に実施します。

保育所等において、「ぬり絵」を通じ、水路等の危険箇所に気付く力を養うとともに、家庭に啓発チラシと併せて持ち帰り、就学前児童と保護者が一緒に水路等の危険性を確認できる取組を、2024年度（令和6年度）から継続的に行います。

「保育所等の散歩の時間」に就学前児童に対して、実際に現地で「子どもだけで水路等のそばで遊ばない。」「フェンスに上っては危ない。」など水路等の危険性を教える取組を2023年度（令和5年度）から継続的に行います。

保育所等の参観日や懇談会において、保護者に対して啓発チラシを活用するなど、子どもが危険な行動をとることを前提に注意すべきことなどを毎年周知します。

小学校の総合的な学習の時間、生活科などで、地域の協力を得ながら、地域の水路等の危険箇所を現地で確認し、水路等の危険性について学習する取組を、2024年度（令和6年度）以降実施できるよう検討を行います。

水路等へ転落した時の対処方法を学ぶ場として、小学校において、「着衣泳」の体験を行います。また、市民団体と連携した「安全教室」を年15校程度実施します。

6 進捗管理

本実施計画に基づく対策の進捗管理は、毎年5月に開催する「推進会議」において定期的に共有を図ります。

推進会議では、基本方針に基づく水路等転落事故防止にかかる取組の全体の進捗管理を行うこととし、各課で実施する計画の共有、連携体制の確認、前年度の実績を取りまとめ、モニタリング会議に報告し、意見を対策に反映します。

また、本実施計画に基づく転落事故防止対策の実施状況は、年度ごとに市ホームページで公表します。

新たな基本方針に基づく
水路等転落事故防止対策実施計画
【ため池】

福山市建設局土木部農林整備課, 土木管理課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

TEL 084-928-1036, 084-928-1233

FAX 084-922-3343

E-mail nourin-seibi@city.fukuyama.hiroshima.jp

doboku-kanri@city.fukuyama.hiroshima.jp

URL <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>
